

市民オンブズマン「見張り番」活動から見えてきたもの

市民オンブズマン「見張り番」代表世話人

松浦 米子

松浦米子(まつうら よねこ)

1937年生まれ。1989年、大阪市の「公金乱脈事件」をきっかけに、市民グループ「見張り番」設立。代表世話人として今日に至る。普段着の市民運動として、地べたをはうような市民グループの活動で、役所と議会を少しずつ変えてきた。くわしくは加藤邦彦『見張り番10年 - 普段着の市民運動』(東方出版、2001年)を参照。

この他、「子どもの文学」サークルや「教育問題」学習グループに関わる。

司会 市民オンブズマンとは行政機構に対する市民の代理監視人と訳せるのではないかと思います。オンブズマンは歴史的には北欧から発祥し、議会オンブズマンという形で発展してきましたが、日本の国会ではこういう制度は持っていません。自治体の行政機構の中でオンブズマンの制度を設けている自治体はいくつかありまして、川崎市がスタートだったと思います。今は北海道、宮城県もこの制度を設けています。総合オンブズマンは行政活動全体に対して監視するということですが、福祉行政だけに限定してオンブズマン制度を設けている自治体もあります。総合型か専門分野型かという分け方が、行政内部ではできるかと思えます。日本では松浦さんたちの活動がそうでありますように、行政の中に議会を含めて置くのではなく、市民運動として情報公開制度を使いながら行政の活動を監視する運動が展開されてきたということであり、まさに大阪の「見張り番」は市民運動等のオンブズマンの代表的なグループではないかと思います。

「見張り番」というのは1990年、大阪市職

員に対する超過勤務手当のヤミ支給に対して住民監査請求を松浦さんたちがおやりになって、そこから運動としてスタートしています。それ以来今日まで大阪市、大阪府に対して食糧費とかカラ出張問題とか補助金不正受給問題とか、三セク、入札談合などさまざまな問題について納税者である市民の立場から行政活動に対して監視活動を起こしてたきということです。オンブズマンというのは行政機構あるいは議会の中に置くものであれ、松浦さんたちのように市民活動の形でなされるものであれ、いずれにしても成立の趣旨は民主主義、デモクラシーをより深め、また実質化するための運動であるということには変わりはないと思えます。

松浦さんは1990年以来、今まで15年以上にわたって、この運動にかかわられていますが、訴訟一件起こすにしても住民だけの力で運動をやるのは大変なエネルギーが必要になってきます。それを17年も続けてこられている。なぜこのようなしんどい活動を十何年も続けられたのか。松浦さんの立場にそって考えますと、なぜ続けてこざる

をえなかったのか、ということになるかと思いますが、今日はその思いについて、ぜひ聴かせていただければと思っています。

行政監視というのは自治体の場合、二元代表制ですから、本来であれば議会が担うべきものだと思います。しかし、実態は議会がその機能を果たしていない。実際は議会そのものが行政の中に組み込まれている、それが現実だということだと思います。議会がそうであれば、マスコミはどうか。松浦さんの立場からマスコミをどのように見ておられるか、そこもぜひ聴かせていただければと思います。

今後、地域社会におけるデモクラシーをより中身のある豊かなものにしていくには、市民がまさに自治体を構成している主体ですから、市民が今後、どういうことを考えていかなければならないかを、今日の講演を通して皆さん方と一緒に考える機会になればと思っています。それではよろしくお願いいたします。

はじめに

松浦 皆さん、こんにちは。大阪市住之江区に住んでおります、大阪市民になりまして45年くらいになります。結婚以来、同じところで暮らしてきました。松浦という大阪のおばちゃんの一人です。

「なんでまあ、こんなことにかかわることになったんだろう」というのが、皆さんの素朴なお問い掛けかと思いますが、私自身もそれに対しては答えが出ていない状況なんです。それほどさまざまな問題に追いかけて、来る日も来る日も、またこんなことが新聞に載った、また電話でご相談を受けたとか、そういうことに追い立てられて、ずっと走り続けているような気がいた

します。

そんなことですから、とりとめのない話でして、私どもは現実に問題に追われてやっております、それを遠くから、客観的にごらんになって体系づけたり、仕組みの中にはめこんでいただいたり、こういうことが自治体にとっては必要なんじゃないか、という整理をしていただくのが皆さんだと思っていますので、体系的にこういうことを勉強しようと思って来られた方はアテが外れますので、そのあたりよろしく願いいたします。

実は昨日まで裁判にかかわって、夕べも会議をやりましたが、話は山ほどありましてキリがないくらいです。アウトラインを説明させていただき、その中から問題を絞ってご説明させていただきたいと思いません。今日は若い方もおられますが、下の子どもが昭和48(1973)年生まれなので、皆さん方がもっと下かもわかりませんね。

「見張り番」の活動を通して見えてきたもの。この題をいただきまして、私も何が見えてきたんだろうと2、3日考えまして、ある、あると思ったので、今日はそのお話をしようと思います。

柱として4つ考えてみました。「見張り番」がどうしてできたのか。差し支えない範囲でプライベートも入れてお話します。2番目は行政の仕組みと私ども市民のかかわりを掲げました。3番目の柱は議会です。「見張り番」の活動のほとんどは議会が正常に機能していれば必要ないことなんです。なんでこんなに忙しいのか。議員が怠けているからなんですよ。もっと議員はきちんと本来の仕事をやしてほしい。これから議員になれる方もあると思うんです。単に報酬をもらって議会に出掛けて賛成、反対か

に手を上げるだけだったら税金の無駄遣いだと、一番怒りに思っているところです。4番目が今、思うこと。どういうことを考えているか、これからの大阪市の進んでいく方向、いま市長選がたけなわですが、どなたであっても大阪市の問題は大変な問題を抱えていますので、市民とどう取り組んでいくか、ちょっぴり期待もしています。マスコミとのかかわりもしゃべりたいと思っています。それでは始めましょう。

見張り番の背景

まず「見張り番」ができた時の背景です。1989年11月9日、男性が大阪湾にそった高速道路の橋の真ん中から飛び込んだという記事が小さく載りまして、その次の日から大変な騒ぎになりました。大阪市の財政局、税金を扱う大元の財政局の課長代理が公金を500万円、別の口座にプールして、それを詐取した「公金詐取事件」が、ちょうど大阪市政100年のお祝いをしようかという年に出ました。飛び込んだところが住之江区の近くの港大橋だった。市役所の前から課長代理を乗せて橋まで走ったタクシー会社も私の地元だったということで、地元の町会長さんらは新聞全紙を持って走りまわっているという状況でした。

何が起こったんだろうともしらなければ、公金を誤魔化していた。何年にもわたって。その公金は食糧費という費目なんです。会計の決算書をごらんになるといろんな費目があります。款、項、目、節、細節と言われていきます。目の費目の一つに食糧費があります。皆さんの感覚としては何が食糧費だろうと思うでしょうが、ものがない時にお米で払うような感覚で、賄いの

ための費用を出すために食糧費があったそうです。公務に携わる方の食事なんです。宴会じゃないんです。食糧費を拡大、拡大し、1987年の予算で2.3億円。その時に支出したのが6億円。どんなにかき集めていたか。交際費まで流用しまして、一部の議員と幹部職員のための食糧費。皆さんが幹部の職員になってもそんなことする時代ではないでしょうけど、そういうところで大阪市政が動いていた。

脛に傷を持つ人たちは大阪の北新地を駆け回って自分の売掛伝票が残ってないか集め回ったという噂もありましたから、大変な問題だったんです。それをどんどん情報公開請求で支出関係文書をとる。公表された資料はまっ黒けですが、出た金額はわかりますし、行った店も大体わかりますから、新地の店も確認にいきました。座っていくらの世界ですよ。ウーロン茶一杯が1,000円とか、当時ね。スルメのお皿が何千円とか。そういう伝票を、いやというほど見ました。何のためにそういうことをするのか。

一つは自分の関係する公共工事の入札に参加するために利権絡みです。そのために毎日、毎日、飲み食いがされていた。

市役所は7階、8階が議会ですが、ネオンがまたたく頃になると、そこから北西の方に、会議室がそちらへ動くという時代でしたから。今はウソのようですね。ウソのようでもまだ食糧費、飲み食いは少しは残っているんですよ。高級料亭でお食事した後はラウンジとかお酒のところへ二次会へ行く。ほとんど毎日のようになされていますから、これだけの食糧費が消費されたんです。

年間30億円ヤミ超勤訴訟

この時にはすでに大阪市には弁護士さん、公認会計士さんたちによる市民オンブズマンが存在していました。「見張り番」より10年先に結成されていて、大阪府の知事交際費の問題、水道部のカラ出張の問題に取り組んでおられて、住民訴訟を継続されていました。その成果がちょうど上がった頃に大阪市の問題が出て、私は「大変なことだな」と思ってましたが、「でもオンブズマンが何とかやってくれるだろう」と呑気に見ていたんです。ところがオンブズマンから、「今度は大阪市民が立ち上がらないとダメだ、一部の専門家だけでやっている場合じゃないよ」と呼びかけをいただいたんです。私は、「何かやらせてください。こんなこと黙って見過ごすわけにはいきません」ということで、友だちに声をかけて始めたのが「見張り番」なんです。

その時は食糧費の問題と一緒に大阪市の5万人の職員が、あらかじめコンピュータに毎月4時間分、あるいは5時間分の残業を入れ込んで給与に上のせしていました。

皆さん、公務員の給与、支給されるお金は条例に基づかないと払ってはいけませんですよ。規則や要綱で、市長が「はい、あげるよ」と言って、労働組合が「もらおうよ」と言ってもらうのはすべて違法なんです。条例に基づかないといけません。ところが条例に基づかないで、一人5時間分ですよ。平均単価、つまり時給いくらだと思います？ 当時で3,000円くらい。すごいでしょ。時給というと皆さん、びっくりすると思いますが、当時、働こうが働くまいが、残業しようがしまいが、毎月4時間分、5時間分、職員に残業手当を支給し

たということが労働組合の手柄だったんです。だから労働組合は必要で、自分たちは労働組合のために組合費を払って協力しないといけないということを、私が接触する職員の方々からお聞きました。

その超過勤務手当のヤミ支給をめぐる問題と食糧費を返せという問題と、両方あったんです。私はその時、「悪いことは悪いんだ」ということで、ヤミ支給問題を引き受けた。『見張り番10年』にも、そう書いてあると思います。専門家の皆さんは「ちょっと職員はやりづらいな、職員相手に返せというのは、もっと悪いのは上にいるんだよ」といわれる。それはわかっているんですけど、そういういきさつで「見張り番」がはじまった。当時、ヤミ超勤と言いました。ヤミ超勤の住民監査請求と住民訴訟をやりました。年間にすると30億円でした。10年間続けたから300億円返せという訴訟でしたが、いかにも現実離れしているから、少し減額しまして「このくらいは返してもらいましょうか」と減らして裁判した覚えがあります。それを8年間かけて全面勝利し、和解しました。

「見張り番」の弁護団は若い正義感の強い方々が中心でしたから、いい提案をしてくださったんですね。「和解を法廷でやろう」と。大変珍しいと思うんですが、オープンな法廷の中で和解調書を読み上げて1億円で和解しました。1億円の小切手を裁判所で確認しまして、大阪市に返しました。「見張り番」の誕生はダイナミックでしょ。

住民監査請求とのかかわり

そういうことをやっているうちに、次から次へと新聞に記事が載ったことを追っ掛

けてきて、今日に至っているんです。10年を区切りにちょっと中身が違ってきますが、「見張り番」のできた背景は、そういうことなんです。

住民監査請求というのは専門家のやることだろう、と当時思っていました、弁護士さんが請求書を書いてくれて我々、意思がある人が請求人の署名、押印をすればいい。楽なことだなと。「これならそんなに家庭生活にも影響ないな、請求がある時に行って書けばいいんだろう」くらいのことがかかわったんです。

私はそのころ自分の子どもの成長とともに教育の問題に関心がありました。私も子どもが教育を受ける権利、もう一つは親の教育権を一生懸命考えて、子どもたちがいい教育を受けることが大事なんだ、ということを一方でやっていました。一般行政の又エミみたいな大きな問題は教育の問題をやりながらでも「時々かかわって、できるわ」と思っていたんです。それより教育への税金の使い方に問題があったんです。

親が学習する場として公民館がありますが、そういう場所がなかった。大阪市は特に遅れていまして、大きな公民館が大阪に2カ所しかなかった。調べてみますと、7つ、8つある会議室が実質100くらいの団体が登録していてとりあいになっている現状でした。朝早く行こうが、夜遅く行こうが、なかなかクジに当たらない。「一体、それで税金は何に使っているのか」というのが、片方であったんですね。そんな素地があったものですから、一般行政に関われば、その全体像がわかって、なんで教育にお金が回らないんだろうということを知ることができるかなと、その程度のかかわりだったんです。

まあまあ、今や教育権の方は自分の子どもは卒業して、孫の世代になっていますし、よくも悪くもどんどん教育行政が進んでいきますから、ちょっとむなしい感じもしますね。過ぎていってしまうから。でも一般行政はそうはいきません。私が死ぬまでかかわることができます。

市民が法的ルートで行政問題にアクセス

さて、次は行政の仕組み。私が面白いと思ったのは住民監査請求の請求書を、簡単なものから自分で書いてみようと思うようになったことからです。書いてみて、どうということが足りないのか、弁護士さんにチェックしてもらったり、教えてもらうところからはじめた。はじめは難しい、とても書けないと思ったんですが、今でも不備ですが、住民監査請求書までは素人が何とか書けるなど。何も知識はありません。学歴もありませんから。それでも前に書いたモデルを見たり、必要要件が入っていればいいんですよ。

その時のオンブズマンの弁護士さんが言われたのが、とても印象に残っているんです。「これからは住民監査請求が市民運動の柱になるよ」と。デモもプラカードも必要です。人数も必要です。申し入れもあります。陳情もあります。要望もあります。協議もあります。交渉もあります。いろんな形で行政に対するアクセスが市民にはあります。それもこれも市民の権利ですけれども、住民監査請求という一つの法的なルートの上に市民が乗っかって、それに基づいて行政の問題にアクセスできるというのは、私にとってぴったりだったんですね。面白かったんです。今から法律を勉強したり、

経済を勉強したりは、とても能力がついていきませんが、地方自治法242条という範囲においてやればできる。私は「面白いな」と思ったんです。

民主主義の重要な要素として直接請求の制度がありますけれども、それは大阪にとっては全く絵に描いた餅で使い物にならないんです。大阪の市民の50分の1集めるだけでへこまされてしまいます。この制度は大都市とちがってもう少し小さい規模の自治体でないと実現不可能ということが先にたちましてね、いざとなれば市民のパワーのできるのでしょうか。今までのところ、私は直接請求よりも一人でもできる、皆が平等に持っている、誰でもできる、集まってでもできるという住民監査請求制度をフルにつかっています。これは住民訴訟の前置条件ですから監査請求を通らないことには住民訴訟できないんです。そういう面白さもありましてね、住民監査請求をやってきました。

ここ2、3年、職員厚遇問題が発覚後の住民監査請求を表にしております。

2007年11月6日付の新聞です。破綻第三セクター問題ですが、大阪の新聞を賑わしている、アジア太平洋トレードセンター、大阪ワールドトレードセンターの特定調停をはじめとして水道局の業務手当が出てきました。「見張り番」が始めた時の一斉の超勤手当によく似ています。実態がないのに手当を払っている。それを住民監査請求しました。その後、厚遇問題の出発点となる区役所のカラ残業というのがありまして、テレビでごらんになりましたか。2004年11月23日、勤労感謝の日。毎日放送が放映しました。見張り番にも内部告発があって「実際は何もやっていないのに超勤手当を受給しています」との情報がありました。超

勤命令簿で「今日は何々で残業します」と上司から命令をもらわないと残業はできない。命令簿に書いて「何時間残業しました」「はい、確かに、あなたはこの仕事をやりましたね」と確認印を押す権限が上司にはあるんです。上司が認めて初めて支給になるんですが、それをテレビ局が張り込んで調べたんです。9月3日、6日は税務署真っ暗の中をテレビカメラが「誰もいません」と映しましたが、超勤命令簿の9月3日には2時間の超勤がついていた。6日もまた同じ。それでこの日は実際には出ていませんね。おまけに阿倍野の繁華街ですから、阿倍野区役所から出ていった方がごちそうビルの中へ皆さん、消えていかれるというおまけもついていて、「確かにお仕事をしていないのに手当をもらっていました」というので大騒ぎになったのが厚遇事件のはじまりでした。

総務局でヤミ年金処理

ここから職員の厚遇問題が出てくるんですよ。皆さん、公務員になられて、勉強されたものを発揮して行政のために、市民のためにという思いで役所に入られるわけですが、公務員は実際は市民に雇われているんですからね。公僕と言うでしょ。決して公務員になったから市民より偉くなったわけではなくて、市民の暮らしのために税金をどう正しく使うかに知恵を絞ってほしいんです。ところが大阪市の職員はね、大変、優良な官僚だと思うんですが、驚いたことには、次にヤミ年金の問題がでてきた。

これはどんなことか。職員の互助組合連合会をつくって公金を投入し、生命保険会社と年間契約を結んでいた。それを退職者に年金・退職金として渡していた。ヤミの

トンネルを潜らせてお金の質を変えて職員に支給していた。まさに犯罪です。それを誰がやっていたか。総務局の職員の方々が20人ほどで、内緒で隠れ部屋で仕事をしていました。

皆さん、そういうところに配属されたらどうでしょうね。「嫌です」と言うと「あなたはどこか遠くへ行きなさい」と異動させられるかもわかりません。公務員は守秘義務はありますが、その前に犯罪的なことを告発する責任もあるんですから、そっちの方を優先していただいて、また市民と一緒に不正を正して行ってほしいなど、現職の方にも、これからの公務員の方にも強く思います。

しかし、そういう知恵を働かせないで、互助連合という内々の組織に集めて10年間続けてきたんです。

無我夢中で、何か知らないで事件を追っ掛けている間に10年が過ぎました。住民監査請求で問題なのはまた監査委員なんです。監査委員は誰がなるとお思いますか。地方自治法によって決まっているんですが、現職の議員が必ず入っているんです。「見張り番」ができた頃は職員OBの方が半分はいた。監査委員に監査請求しても、あまりにも却下、却下で門前払いばかりでしたが、自治法が改正されて、退職して天下って5年以上はだめよということになった。大阪市は今、議員以外に弁護士一人と大学の先生が入っています。

行政のしくみ

住民監査請求をやっていくと行政の仕組みの壁にどんどんぶつかっていくんですよ。「違法に出されたお金を大阪市民に返してく

ださい」という運動だからやり甲斐があるわ」と思ってやってきました。自分の懐に入ってくるわけじゃないから気軽にできますよね。「皆で一緒にやりませんか」と言って「じゃ、今回は私も請求人になります」と。はじめは200人でスタートしたのが横ばいです。ずっときて、会員のエリアは特に限定しないので、マスコミで報道されると「私も支援します」という方があって、青森から沖縄までポチポチと増えて今、450人です。そういう点では気楽にできるんです。

却下されたら重要な問題は住民訴訟で追求する。第二段がありますから、行政の方も、だんだんいい加減なことはできなくなってくる。行政の仕組みの矛盾に次々ぶちあたって、次々それが改善されたりして、大きなことは地方自治法の改正にまでつながってくるようになった。

住民訴訟がたくさん起こされると、起こされる側から文句が出ます。「こんなこと、個人の責任を問われちゃかなわないじゃないか」と職員は思うでしょ。「見張り番」の食糧費訴訟では一緒に食べにいった議員約10名、その方々も被告にしました。そして「これは違法ではないんだ」と、はじめ頑張っていた議員たちは「いつまでも被告、被告と言われるのは嫌だ」ということで「認諾」という方法でギブアップします。今までは「違法でない、自分の飲み食いは正当だ。これは議員活動の一部だ」と言っていたのが、裁判をやっているうちに、どうしても通らなくなって「原告の主張を認める、認諾」という方法で主張の変更をする。しかしそれだけで済まない。請求されたお金を払わされました。

地方自治法が改正されて、平成12（2000）年頃がいろんな法律が変わる一つの時期で

した。現行法では、住民監査請求や住民訴訟で被告にできるのは首長なんです。首長だけ。でも、実際に行為をやった人たち、かかわった人は、その訴訟の「相手方」として上げられるんです。談合で言いますと、入札をして談合して落札したところだけが、いい目をしているのではなく、参加した業者もすべて含まれるという、裁判の相手方として対象にできる。

はじめは「首長だけが相手だなんて、とんでもない法律ができたね。またまた住民運動がグーンと後戻りさせられた」と思っていたんですが、この法律を使っているうちに、こちらが活用を工夫することが大事なんですね。「見張り番」の弁護士は行政の仕組みに対して果敢に新しい工夫、新しい知恵、裁判のチャレンジをしていく。それは大変感心しています。

情報公開制度にチャレンジ

もう一つ、行政の仕組みでチャレンジするのが「情報公開制度」なんです。これも一人でもできるんです。家からでもインターネットで請求できます。出てきた書類を「これはもらう。これは返す」とやっています。コピー代が10円ですから、あまりたくさんもらっても破産しますから。必要最小限のものを持って帰って、皆と一緒に「これはこれでいいの?」「どうなの?」とそこから「これはおかしいぞ」というものを見つけるのが、楽しみなんです。

楽しみという誤解があるかもしれませんが、興味深いんですね。行政職員の方々はわかりにくく、上手にきれいに文章をつくります。書類もつくります。その中でそこだけ見ていたらだめで、そこだけでは

なく別の角度からとった資料とつきあわせてみるとかね。そういう楽しみ、それが今度は「あなたたち、これ間違っているんじゃないですか?」と言って、間違っていた方が、改正、改善、訂正されるという成果が、また楽しみね。怒りの共有があってエンジンになっているんです。

行政の仕組みというのは、まさに権限の行使なんです。法律に基づいてどんどん権限を使う。責任の裏付けのある権限を公務員の方々は持っているのですから、それを正しく使ってもらおう。間違えて使った時には、私どもの権利とぶつかり合います。

厚遇問題の後、数えたことないんですが、住民監査請求で300億円くらい返しているのかな。結構、大阪市に返させているんです。「それがどこにいったの?」と聞かれる場合もあるんですが、そこまではわからないんです。雑収入にはいっちゃいますからね。そういうことを延々とやっているわけなんです。

地方自治法242条がどういうことか、皆さんにわかるようにちゃんと説明できませんが、こういうことに基づいて行政が是正を怠っている場合も監査請求できますし、談合の場合、過去の分も1年の制限にかからずすべてお金を取り返す、行政の損害を回復させることができます。できるようになったんです。市民オンブズマンの全国的な連携の裁判で勝ち取ったと思いますね。

議会を傍聴

3番目に入ります。行政の仕組みというのに対して、いろんな壁があって、それを突き破るのに知恵と工夫がいるんですが、本当はその仕事は議会の役割なんですよ。

皆さんが選出している議員が集まってできた議会でチェックする役割があるんですが、そうなっていますか。その問題が今、全国的に話題になっています「政務調査費」という問題です。議員の役割が問われはじめています。「議員さん、あんたを選んだんだからちゃんとやって」と言うだけではだめなんです。議会に対しては市民がアクションできることは請願、陳情ですが、どちらも古い言葉でしょう。こんなの嫌なんだけど、言葉を本気で考えたことないみたいで、ずっと使われてきています。

議会は古い慣習の倉庫ですよ。この前までは議会の傍聴するのに「傍聴人取締規則」だったんです。私ら何もしないのに取り締まられる立場だった。それも「おかしいじゃないの」ということから「傍聴規則」に変わりました。京都や奈良も古そうだな。取締りになってない？ ほんとに取り締まられたのよ、「見張り番」ができた頃は。女性がポシェットをかけて入ろうとすると「そのポシェットロッカーに入れてください」とかね。その方が怒ってね。「これは最小限のものしか入っていないのにどうして邪魔になるんですか」と問答したり。

本会議を傍聴するだけじゃ、何やっているかわかんないじゃない。省略して「一括で通しましょう」、それで終わり。肝心の意思決定をする委員会の傍聴を大阪市はできないんです。議場の中を映して外でモニターで見ると。直接傍聴するのは市民の当然の権利じゃないですか。市民が来ようが、来まいが、席があるのが普通でしょ。マスコミの関係者には30人分くらいの席があります。それより驚くのは理事者です。職員の方は当日、説明をしない方もふくめて議場に何十人と入ります。その方々をあ

る程度退ければ市民も入れるんです。そういうことを今、裁判をやっている方があります。京都の折田弁護士が代理人になっています。基本的なところを一つひとつ法律を覆していく。法的な立場を明らかにしていく、その作業がオンブズマン活動になくしてはならないんです。

議会の委員会で審議される当日の資料も大阪市は配付されないんです。何とか「配付しろ」と言っていて実現すると思いますけど、ほんとに言わないとだめ。黙っていたら、どんどん悪くなる。楽な方になる。市民はちょっと余分なことを言うのを一つやめて、行政に一言言うくらいの心構えが必要なんじゃないかなと思っています。

議会というところは何をするところなんでしょうか。チェックすることはもちろんですが、一番のメインは、お金がどう使われるか、どこに使われるか、何のために使われるかをつぶさに調べて検討することにあるはずですよ。会派とか思惑があって駆け引きがあるでしょうけれども、究極は自治体の市民が納得できる金の配分を議論するところですね。大阪市は財政危機と言われていても、どこを見たら「危機だ」というのがわかるのか、わかりませんよね。でも国民健康保険料が上がりました。介護保険も上がりました。医者がいません。子どもを育てるのに補助金が減りましたとか、そういうところはわかっているんです、みんな。区役所に押しかけたりするんですが、それを決めるのを単に何々党の手柄とか、何々会派の努力とか言っていてはいけませんので、そういうことをきちんと審議してもらおう。議会は予算決算、これがまずメインでしょ。

大きな工事をやる、たくさんのお金を使

う、そういう予算に基づいたことでも、予算を議決したらそれで終わりではなく、チェックしないといけないんです。「今度公共工事をやるんだから自分のつながりのある一票貰う方の業者を有利に仕事をあげましょう」とかそんなことばかり考えている議員が多いように思います。

大阪市は今、議員が89人います。有権者が210万人。本当は90人だったのが一人だけ減らした。月額102万円です。102万円もらえる就職ありますか、ないんじゃない？議員厚遇問題の後で、いろんな手当、厚遇がひっばがされてしまって、職員の手当が少なくなっちゃったんです。福利厚生もね。それで自分たちも減らさなきゃというので、議員も報酬を2万円減らしたのね、確かね。その他に驚くなかれ、委員長に就任すると委員長手当がつきますよ。つい最近までは、なんで議員なのに議会へ出席するごとに1日の日当が14,000円つきました。交通費とかお昼代が知りませんが、費用弁償と言います。大阪市内に住んでいて淀屋橋まで行って、実費がそんなにかかるのかしらと思うんですが。私たちが公用車に対して文句言って公用車はなくなったのですが、昔は黒塗りの車で迎えにきて議会へ出掛けていた。議長さんは言うにおよばず、そういう状況でしたから、一体どういうふうに議員は議員の仕事を認識しているのか、本当に不思議ですね。

行政に対して「このお金の使い方は？」と言っているうちに「じゃ、チェックを役割としている議員は何をやっているんだ」というところに、どうしても目が行くんですよ。大阪市は市民派議員という方もいらっしやらない。

私たちはまったく議員とクローズな関係

はないんですよ。そういうところがまた、よかったのかなと思いますね。これからオンブズマンをなさる方は、情報はとても必要なんです。内部情報によって私どももここまでやってこられました。でもそれ以上のことは必要ないと思いますね。そこがオンブズマンの、私から見ると運動の分岐点じゃないかなと思います。大変面白い市民運動ですが、注意しないといけないところは、そういうところかなというふうに思います。

議員の仕事。行政側から提案された議案に賛成か、反対かと決めることは大事ですが、そうやって決めたことで、いま大阪市民が非常に苦しんでいるのが破綻三セク問題です。問題の第三セクターは破綻しました。「特定調停の方法で再建策を考えましょう」と言いました。「特定調停ってなんですか？」と、この時も私たちはずいぶん勉強しました。そして各会派に、「特定調停だけはストップさせてください」と申し入れました。

政務調査費から広報費、人件費、事務所費

議員収入月額102万円、これだけでいいと思いませんか？加えて政務調査費月額60万円。大阪市と東京都が全国一の金額です。大阪府はどういう意味かわかりませんが、59万円。格付けが見えるみたい。2番目です。そういう基本的な収入をもらっています。皆さんも頑張って議員になってください。そしてフルに議員活動を、議員の本分を全うしてほしいなと思いますね。

では、政務調査費は何に使っていると思いますか？

全国的には宴会したりだの、観光旅行に

いったいの、私用のガソリン代を使ったとか、あちこちで問題になって住民訴訟になって判決がたくさん出ています。でも大阪市や大阪府はそういう問題ではなくて、そもそも政務調査費は何に使うのか。これも条例に基づいて交付されています。条例に基づいて払いなさいと決まったのが平成13年度からです。それまでは好きにどうぞと渡しきり、領収証もなく使っていたから、今、領収書出せと言っても大変なんです。金額が高ければ高いほど大変なの。はじめに大阪府会議員の政務調査費に取り組みました。

府会議員と市会議員の政務調査費の収支報告書、その違いを見てください。大阪府会議員は59万円もらうんですが、会派に10万円。49万円を議員個人がもらう。自民党の会派に4,840万円が入ります。支出費目が9項目あるんですが、会派としてどこに多く使っていると思いますか？

「政務調査費に使いなさい」と言っているのに、なんで広報費があるの？ 人件費があるの？ 事務所費があるのか。費目の立て方としておかしくありません？ 今、裁判で追及していますが、「この条例で決めている項目が条例に反している」というのが裁判の中身のひとつです。目的外に支出されていることが問題なんです、そういう裁判を始めたところなんです。

弁護士さんは「法律論だから、ヤイヤイ言われなくても軽くクリアできるよ」と言っていますが、全国の政務調査費の裁判では、まだそういう視点の裁判はありません。「調査に使いなさい」というのに、夜宴会を行っている。こんなの、わかりやすいでしょ。そうじゃなくて、こういう矛盾点を見つける面白さ。「何で広報なのよ、自分の宣

伝をしたり、党の宣伝したり、議会の報告だと我々の手柄だとやっているものが、どうして政務調査費なのよ」ということなんです。私は学問的にもわからない、系統的にも。でも、そこが出発点なの。

何のための政務調査費か

大阪府は収支報告書に「主なる支出の内訳欄」があってまがりなりにも書いているんですよ。ここが、とっかかりになったんです。大阪市の方はどうか。大阪市は全額会派に交付。一人60万円×会派の人数。今のところ個人にもらっているとは言わないんだけど、実質、皆、個人に分けているの。平成19（2007）年4月ですから平成18（2006）年度分、自民党、ここが収入です。いくら？ 2億6,900万円。26万円じゃないですよ。それだけのお金を会派がどう使っているか。そここのところも曖昧で大阪市に対しても住民監査請求をしました。

大阪府会議員に対しては延べ114人。皆さん、いやになるでしょう。延べ114人の内訳を一つひとつメンバーと会議室を借りて、仕分けしながら「これは違法だよ」と検討しました。条例を見ながら「目的外だよ。目的外に入るよね。内訳がわからないからこれもアウトだよ」と言いながら違法性を特定していくんです。

細かいことを言うと、「按分をしなさい」という判決もあるんです。「ガソリン代に使ってどこかにいったけど、調査のためには何時間乗りました。あとの何時間は私的に使いました」という時は、按分して4割だけ政務調査費から支出というものです。「こんなの全部だめ」と皆が言って、大阪府会議員には8億いくらを「違法だから返しな

さい」と住民監査請求したんです。

面白いことに監査委員の4人のうち2人は議員ですが、議員はかかわることができない。「利害関係者の除斥」と言います。さらに残りの2人のうち、1人が現職の府会議員のお父さん。この人もだめ、元府会議員だったから。4人のうち3人がアウト。残る1人が公認会計士。これだけのものを1人で監査することは無理でしょうということで、「個別外部監査制度」を使って「外部監査に回してください」と一筆入れて、個別の外部監査契約になったのです。

細かく一人ひとりについて「この項目についてはこれだから違法です」と。事務所費の中には水洗が完備されてないのか「くみ取り代」と書いてある。どこかの市長さんになっていきますけどね。くみ取り代は政務調査費にはないだろう。そこまで書かないでも「衛生費」と書いているのもある。どういう認識なの？ 政務調査費よ。「下水を完備してないからもっと完備しなさい」というなら、そこの自治体の話なのでね。

そういうふうにして、もともと不純な動機だから、市民が「おかしいじゃないですか」と言うと、その通り、おかしいですよ。で、うまく外部監査が認められました。監査請求を出す請求を出した理由を陳述できるんです。「陳述」という言葉も嫌いですが、「意見表明」できるんです。その場を設けないといけないと地方自治法で決まっています、その時に新たな証拠があればまた出すんです。「補足」してもいい。

ほんとに「違法性の特定」には泣かされましたね。でも、何とか乗り切らないといけないと思って、114人の費目からピックアップしました。結果は「3億4,000万円を返還しなさい」と勧告が出たんです。

監査委員が勧告を出すと知事はその勧告を受けて返還を求める。今のところほとんど返りました。11人ほどが、まだ頑張ってる返してない。知事から「こういう措置を講じました」と請求人に返ってくるんです。これがまた気持ちがいいでしょう。「ああ、返させた」と。そういう成果をちゃんと確認できるのも監査制度の仕組みに則った運動の面白さだと思うんです。そんなことを新聞が書くかどうかによって、世間に広まるかどうかの話なんです、自分たちは確認できますから。「ああよかったね」と喜んでまた次のステップになるんです。

さて、大阪府はそういう勧告が出たんですが、それでも何がいけないから訴訟になったかと言いますと、外部監査が「3億いくら返しなさい」と言いました。私どもはいくらと言っていた？ 8億円でしょ。その差額を外部監査でも漏れているじゃないのということで住民訴訟に持っていきます。ある程度、しんどい話ではあるんです。外部監査という法律の専門家が見て「これはいい、これはだめ」と分けた中で、さらに「これはまだ目的外支出でしょう」と言うのだから。8億から3億いくらを引いたものが、すべて返ってくるとは思いませんけれども、まだまだ取りこぼしがあると思って住民訴訟にもっていった。

それと、もう一つは「条例の整合性」を争っていきますので、これは面白いし、成果があれば全国的な影響になりますから、条例の見直しがいずれはされないといけないと思います。地方自治法100条13項、14項は大雑把な条項ですが、その狙いが何だったと思います？

議員の仕事は議案に賛成か、反対か、それだけじゃないんです。政務調査費を使っ

て、議員がその案になぜ反対なのか、反対だったら、どういう提案がいいのか。つまり条例を提案する力を議員につけてほしいんです。そうかといって、へんな条例ばかり出されても困るんですけども、きちんとしたカウンターパンチといいますか、市長側が出した条例に対して、問題の中身をちゃんと研究して、調査して、それよりもっといいものを提案するという条例提案の力をつけてほしい。大阪市は平成15（2003）年度以後、議員による条例の提案一件もないんですよ。それ以前には1年に1本とありましたけど。それを見て、また驚き。

もう一つは日頃の委員会の審議にあたって事務局に「資料を持ってこい。これはどうなんだ、質問するからどうやって答えるんだ」と、影の部分で事務局を使ってないで、自分の足で調査、研究して、あるいはインターネットでも何でもできるんだから、新しい学説なり新しい法律の解釈なりも見ながら、政策立案の提案をしてほしいんですよ、会派なら会派で。「議員の仕事は半分しかやっていません」というのはね、そこなんです。「そういう調査をするために補助しましょう」と政務調査費を出したのが地方自治法100条13項、14項の背景なんです。その背景とか理念とかを考えないで「議員だからもらってんだよ。議員の活動は24時間休みなしなんだ」と言われるんです。「議員が使えばいつだって議員活動だ」と、そういう不埒なことを府会議員も言っていますけど、さすがにだんだん声小さくなっています。

「君たちのここは間違っている」と市民の立場に立っていってもらわないと、議員の値打ちがないことになる。皆さん、議員になるの、楽しみになってきたでしょ。「理事

者に負けないで、もっといいものを提案するんだ」と燃えるじゃないですか。そういうことに政務調査費を使ってほしいんです。

でたらめな領収書

政務調査費で一番使われている項目は何か。金額だけが問題ではありませんが、本当は調査・研究費、研修費でしょう、一番使うのは。資料の購入もいるかな。そうでしょう。どうですか。人件費で2,100万円ですよ、会派として。人件費って何？ 政務調査費の人件費の一応の説明はどう書いてあるか。調査をした時にもちろん一人ではだめです。お手伝いの方もいます。資料をとってきてとかコピーして整理してインターネットで資料をとって、エクセルでまとめる補助作業がいます。そのために雇った方の人件費です。大阪市は「5万円以上の領収書を出したから大阪府よりはオープンでしょう、透明度が高いでしょう」と威張っていた。私たちも「領収書が出たら違法性の特定は楽だわ」と思って「今度は大阪市の市会議員をちゃんとやらなきゃ」と思って資料を見ました。

領収書が2,900枚出てきました。ところが領収書を見て笑ってしまいました。人件費のはずが、受領者が何とか事務所になっている。議員の個人の名前がある。議員個人の名前が公開されると困るから消してある。政務調査費以外のものに使ってあるんじゃないの。人件費のところに34万6,000円と入れてあるんだけど、人件費じゃないかもわからない。誰が発行しているのかといえば、角印が押してある、人件費なのに。政務調査のための調査をする補助員のはずなのに、角印ですよ。領収書番号もありません。こ

れで今度は情報公開請求の問題になるんです。この公文書が出てきたら、こんなもの間に合いませんから異議申し立てをしています。これの答えがもうすぐ出るんです。出るのを待っています。こんな領収書ばかりなんです。

もう一つあります、変なのが。バイト代として個人に払っています。3月30日～4月8日までアルバイトを雇いました。何のためにかわかりません。20万円払いました。何の調査のためなんでしょうか。「ちょっと領収書を書いておいてよ」と言ってもらったのかもしれない。この方は3枚の領収書を一つの紙に綴じています。これは振込ですよ。71,550円。手数料630円、三井住友銀行に。何の振込かわかりません。「内訳詳細不明で違法」と私どもは特定して出したんです。ところが大阪市の監査委員は「違法性が特定されていないから」と門前払いしました。これがまた腹立つのね。30日以内に住民訴訟しないといけないので、それも今月15、16日までにどうしようかなと考えているんですが、大阪市の場合は情報公開で領収書がどれくらい公開されるかを見てから考えよう。

却下されたら、新たにもう一回請求できるんです。同じものを監査請求を同じ人が、同じ内容ではできないんですが、却下されて中身が変わってきますから、新たにやろうかなと思っているんです。大阪市の監査委員が「特定されていないよ、あなたの憶測だけです」と憎たらしいことを言わさないように、もう一度やろうと思っています。これは別の領収書ですが、筆跡一緒とちがいますか？ コクヨの領収書買ってきて、ちよっちょっと思いただけじゃない？ 判子見えるな。5月18日付で15万円、議員活

動手伝いだって。こういうお粗末なものです。皆さん、こんな領収書ももらって「はいはい」と言いますか。こういうことが議会ではまかり通っているんですよ。

国会議員の秘書の方に見てもらったら「こんなの、なんぼなんでも通りませんよ」と言っていました。「国会議員はちょっとマシかな」と言ったんだけど、「あなた方の同業者にこういうことをやっちゃいけないと言っておいてくださいよ」と言いましたが、こういう調子なんです。

こうした調査をどこで私たちはやめたらいいの？ いつだってやめられるんですが、いまお見せしたようなことが次からつぎに出てくると、ほんとにやめられないでしょ。それで18年、19年きてしまった。そういうことで皆さんにお見せしたらびっくりされるのが一杯あるんですけど、OHPによる皆様方へのご披露はこれで終わります。

議員の仕事は本当に大事なんです。市役所の議会に足を運ぶだけが議員の仕事じゃないはず。職員は運動会に出たり、お葬式に行ったりで「大変なんだよ」と言うんだけど、「何のために行くのよ。本当の仕事をしてください」と大阪府と大阪市の議員さん方に私は請願しているんです。

でもね、面白いことに、この前の統一選で落選なさった方で、議員の時に真面目に談合など追及しておられた方が電話してこられて「こういうけしからん入札をやっているんだけど、監査請求をやってくれない？」と電話が来たの。「やってくれないじゃない、あなたが、知識とか蓄積を今度は市民として活用なさって、ご自分でやったら。始めは怒りがエンジンよ」と言いました。会派とか、そういうことは関係なく、悪いことは悪い、不正は不正、そういうこ

とを少しでもなくして皆さん方からもらっている税金をきちんと使ってほしいと思いますね。

まだまだ遠い市民と政治の距離

系統立てて話ができないんですが、ぶつかるところ、ぶつかるところで「これは条例とあわせてどうなの、法律に照らしておかしいでしょ」と素人の感覚でやってきました。本当のことをいえば、私は生活の範囲から外に出たくないの、へんな話ですけど。皆は市長選になると冗談で「松浦さん、どうなの。首長を代えた方が早いよ。首長とったら早いよ、すぐ変わるよ」と言うんですが、それもそうだと思います。そういうふうにできたら早いかもしれません。皆さんも自分たちの力で政治や行政を変えた時、満足感一杯あると思うわ。でも大阪市、京都市とか大きな都市は、なかなか市民の声が反映しにくい。滋賀県のようにいったらいいなと思うでしょう。

市民の市政参加はまだまだ身近ではない。でも私どもは情報公開と住民監査請求を車の両輪にしながら何とかやってきて、楽しさなり、達成感もある程度得ながらやってきました。

今はどうか。今は行財政改革の名のもとにトップダウンで職員の方々の現場で急激な改革がはじまっています。そうしないとならなかったのかもしれませんが、関市長がマニフェストをつくって改革をやって4,500人クビ切ったよという、その混乱状態のなかで、現場がとっても苦労しています。特殊勤務手当がなくなって給料も減りましたね。今までがよすぎたんだということ、それはそうなんですけど。

私たちの身近なごみを集める仕事の環境局には、大阪市内に10か所センターがあって、エリア割りをして集めているんですが、労働組合の悪弊がまだまだ出先には残っていますね。今日のテレビのニュースで会計検査院が省庁を調査したらカラ残業が出たという報道がありましたが、それをみて「あらまあ、同じことだ」と思いながら、ここへ来たんです。

職員組合と行政のゆ着

「ヤミ専従」という言葉ご存じですか。席は職場にあるんです。でも組合の役職につくと、給料をもらいながら身体は職場ではなく組合の事務所に行っている。組合の専従はまた別にいるのね。職場に来ないで組合の事務所について給料もらっている人が何人かいて処分を受けたんですが、それでもまだ、ごみを集めるセンターにいて、その方々が間違った権限を奮って現場の職員の人事権をもっている。「文句を言うやつは、気に入らんやつは飛ばすぞ」と。するとそのとおりになるんですって。

そこで「見張り番」に電話が入りました。「この後に及んで、やむにやまれず声をあげたんです」と。なんと、はじめは13人で、実際に働いていないヤミ専従の職員がカラ超勤をつけている。特殊勤務手当をもらっている。職場に来ない。それをちょっとでも抗議したり、批判すると、すごくひどい目にあう。昇給も昇任もストップされる。あるグループがあって、そこだけがおいしい汁を吸っている。200人の職場で20人ほど、皆さん「ファミリー」と言っていますけど、マフィアみたいです。そこのお眼鏡にかなわないと家から遠いところへ異動させられ

たり、残業しても「超勤手当はお前にやらないぞ」とか。ウソみたいでしょ。そういうのがまだ残っているんです。組合の悪弊みたいなのがね。その方々が声を上げられて、大阪市始まって以来、告発されたんです。

たしかにオンブズマンという語源は苦情処理、市民の代理人かもわかりませんが、そんなこと、なんでもかんでも、自分たちの費用でやってられませんよ。ですから、「そういうことにはお応えできません」とはじめは言ってたんです。

でも、一体どういうことかと話を聞くと、「平成14年度からずっと特定の方は仕事もしないで給料もらっている」と言うのです。それを書類をとって確認しまして、「何年何時間分の給料と何時間分の超勤を数えて、返しなさい」と監査請求を今年の9月26日に出しました。3人分で1億2,000万円くらいになりましたね。単価は4,000円くらいだろうと聞いて計算しました。残業1時間したら4,000円ですよ。これを認める上司の方々が、その役割をきちんと果たしてなかったんです。実際には権限のない組合の役員がやっていたわけね。大阪市の職員の体制としては所長、副所長がきちんと職責を果たさないといけないんですが、環境局センターは組合役員の力がものを言うところだったそうです。

ということで、今や「私も証言します」という方が103人集まりました。200人の職場で103人。この監査請求を出した時、環境局のお偉方、局長以下10人の方々が意見陳述の場に来られまして、私たちが出した請求を真っ向から否定しました。「請求人の言っていることは単なる憶測である。事実と反する。聞き取りをしたが、ごみを集めて

行っている運転手はちゃんと残業はやっている。証言をした職員は日頃、中のことを知らないで、いい加減なことを言っている」と私たちの主張が反論されました。でも、それは今後どうなるか。皆さん、新聞などでごらんになるとと思いますが、100人の言い分が通るか、10人の組織を守ろうとする幹部職員の言い分が通るか。私たちがバックアップしないと、100人の現場の方々の声は消えてしまうんですよ。

この運動を通じてずっと思ってきたことの一つに、「法というもの、条例、規則というものが、何を守るのか」ということです。それが一人の場合もあります。一人の方が本当に不当な扱いを受けて、人事委員会でもだめ、どこでもだめという時、「だって条例がこうなっているからおかしいでしょう」と言っても通らない。そういうケースもいくつかありました。「一体、この条例、法律、決まり事は何のためにあるんだ」。そこが一番辛いところですね。その方の主張をちゃんと整理していろいろルートに乗せて審議してもらってするんですが、最後には行政の中心が発信する情報の方が通るんですね。そこが一番、今、「どうしてこうなのかな？」というふうに思っています。

市民、職員、議員が同じ目線で

これからの課題として、職員の方々、そして議会と市民とが同じ方向を向いてやっていけないといけないんじゃないかなと思います。お互いバラバラやっているのではなくて、行政の方々とも内部の情報をもらったりして「こういうことはいけないんだけど、内部からはなかなか発信できないんだよ」という時に、「市民が言ったら動くか

もよ」と市民の役割として言うんです。そういう関係もあるし、議員でもそうです。「あいつは無茶言うな」という方には「あなたはどう考えるの、市民の代表しているんでしょう」というところから一緒に話をしやったりしています。また、改革のリスクを受けている職員の方の声が入ってきています。「職場が嫌で早期退職しました」という真面目な管理職の方も最近、連絡してこられました。「また力貸してね」と言って、市民活動に力をもらうようお願いしていますけども。

かたや小さな発見から大きな発見まで「これは違法じゃないの?」と見つける時の楽しみとか、正当のことが通らないという怒りは、一人で思っているはしょうがないので、できるだけたくさんの方と「そうだね」と広げていくことが市民活動の力になるのではないかと思います。

今、大阪市をのぞく府下の自治体では、結構、「自治基本条例」の取り組みが進んでいますね。「見張り番」の活動で府内の自治体へよせてもらった時、その市民、行政の職員から話を聞いて「そうなの、大阪市のそのへん聞いてなかったな」と思っていますが、そういう作業を一緒にしていくことによって、新しい展開がひらけてくるかもしれない。今まではまちづくり条例が流行りましたね。あれも中途半端でよくわからないんだけど、自治基本条例がどういう形で出てきて、どんな方向で市民の側から市政をコントロールする力になっていくか、これから勉強して行って、さらに市民活動はどういうふうになるのかなと、注目していきたいと思っています。

大阪市内には市民活動、NPOがたくさんあります。あまり忙しすぎて、住民監査請

求をやっているのは他にあまりないでしょうが、交流もないんです。他の団体と交流している余裕がないので、そのへんは広がってないんですが、今後はどうなりますかね。

とにかく自分たちの住んでいるところを少しでもよくするように、こういう情報を有効に使って、「有効に」というのは立場によって違いますが、できるだけ住みやすい、働きやすいようにしていきたいと思います。区役所をもっと身近に私たちが参加できるような区役所にしたいなというのが、今の希望です。いろんなスタイルがあっていいと思うんです。だから家庭に帰っても「何やっているの」と、そんなこと家族が言ったことないしね。「テレビでちよろちよろ出てるな」というくらいしか、うちの夫も子どもも知りません。「情報公開請求」という言葉も教えていません。でも、自然に住民、市民として行政に関心を持つことは、少しはできるかなと思っていますけど。何も言っていないので、子どもたちも自分で見つけてくれたらいいなと思っています。

「見張り番」というのは本当にマスコミがある程度フォローしてくださったからここまでこれたという面ありますが、しかし、ここ10年ほど、本当にマスコミの資質が下がってきているとの印象をもっています。どういうふうに違うか。

まずね、私たちが情報をもっていっても、記者さん一人ひとりが響かない。10年前なら「ほんとだね、それ、どういうことなんだろう」と、そんな感じだったんです。しかし、今は「あ、そう」ってなもんですね。

「市長からの発信、議会からの発信に対して、よその新聞・テレビに負けまい」とい

う意識は強いよね。新聞社としては、そういう問題への関心が大きいかもしれませんが、「あんた方、何のために市役所の記者クラブにいるのよ。市役所にいるってことは、市民のことに關心をもって、市民の立場に立って報道しなさいよ」と言うんですが、なかなか響かないですね。「めんどくさい」みたいな扱いで、記者さんたちの資質の変化がずいぶん感じられます。メディア全体もそうね。いろんなことにワッと集まって、ワッと盛り上がるけど、ストーンと落としてあと知らん顔というのがくり返されていますね。メディアが市民を抹殺するということも見てきました。とてもひどいことです。それに対して抗議したり、いろんなことやっていますけど。

マスコミの方々には、日頃から言っているんですよ。「あいつ煩いな」と思った方は離れていくし、それ以上のことはできませんけど。それでも「大事だな」と思う方は連絡してこられるから、市長選のこともそうですが、もうちょっと「皆が知らねばならないことを報道してほしいな」というふうに思いますね。改革の影で苦しんでいるところは、そういうところをもう少し出し

て、今後、マニフェスト改革を、どう修正していくのか、新しい市長になったら、それをどうやって求めていくのかというのが見えるような報道をしてもらいたい。「改革をやりました。ワールドトレードセンターの破綻は市役所をあっちへ移して解決します」とか、抽象的な話じゃなくてね、やってほしいなと思っています。

以上、そういうことで、とりとめないでしよう。でも面白さは、少しは伝わったかしら。私の怒りとか悲しみも、ちょっとわかっていただけたかしら。今日はどうもありがとうございました。

司会 長時間、ありがとうございました。松浦さんのこの運動にかける思いは十分皆さん方に伝わったのではないかと思います。

今日は生々しい話も含めて、市民として自治体を変えていくためにはどういうことをやらないといけないかということについて、お聞きになった皆さんの中で、身近なところでもやれることがあるのだということが、松浦さんの話から、よく伝わってきたのではないかと思います。もう一度松浦さんに拍手をお願いします。

[2007年11月10日講演]